省　令

○農林水産省令第四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一クロプロステノール又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤の項中「又は食用に供するために搾乳する前12時間」を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するクロプロステノール又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十六条第四号で定める事項の記載については、なお従前の例によることができる。